

座間市地域福祉計画 (第四期)

誰もが安心して暮らせる、
ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して

【概要版】



令和3年（2021年）3月

 座間市

1

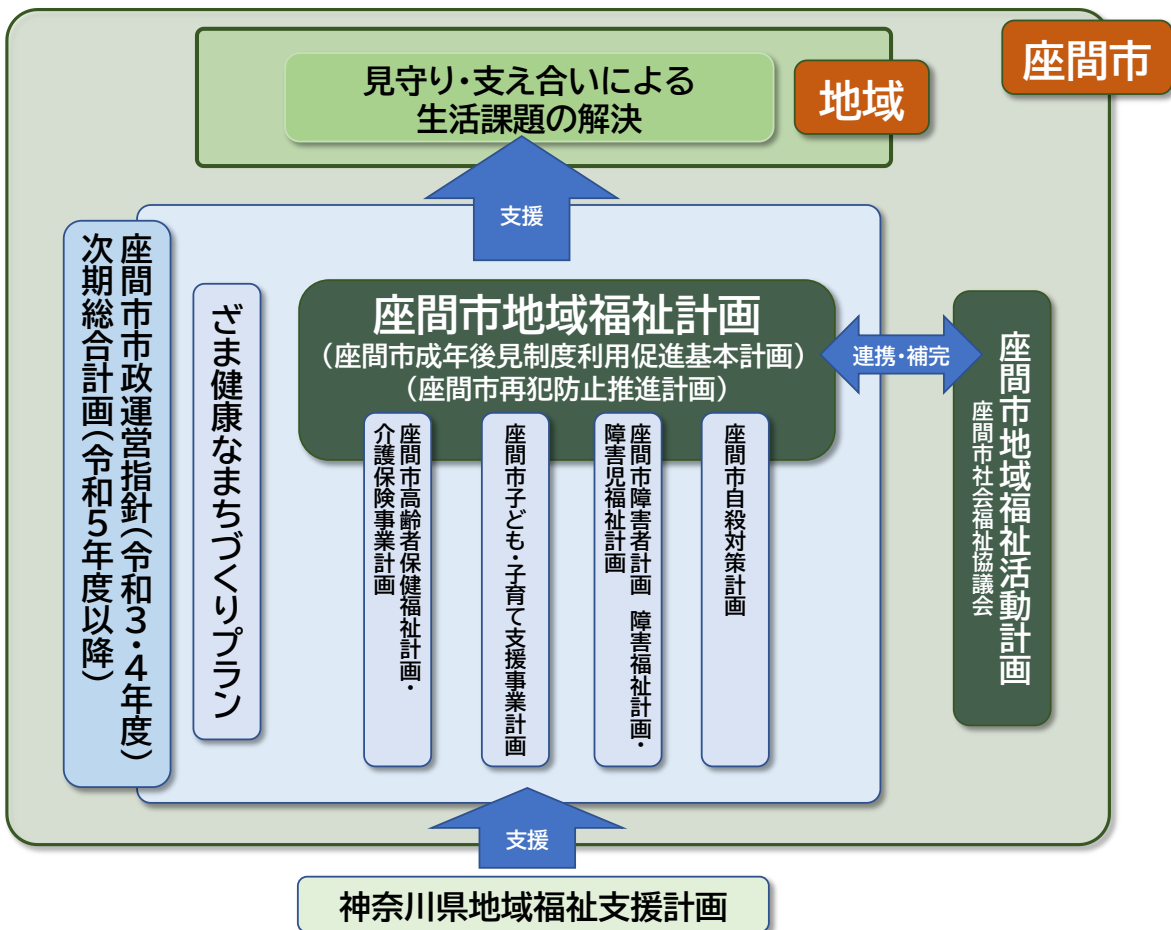
地域福祉計画の変遷・計画期間・趣旨

	平成16年度～平成22年度 (2004年度～)	平成23年度～平成27年度 (2011年度～)	平成28年度～令和2年度 (2016年度～)	令和3年度～令和7年度 (2021年度～)
「地域福祉計画」	第一期(5か年) → ^{2年延長}	第二期(5か年) →	第三期(5か年) →	第四期(5か年) →
保健・医療・福祉分野の個別計画	「座間市福祉プラン」		避難行動要支援者 生活困窮者自立支援 地域包括ケアシステム	
計画の在り方：地域福祉の推進に当たっては、何よりも市民の主体的な参加が欠かせないため、本計画は行政計画でありながら、市民と行政の協働による新しい福祉の在り方を示すという性格を持っています。				

2

計画の位置付け

計画を地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付け



※ 第四期計画から、「座間市成年後見制度利用促進基本計画」及び「座間市再犯防止推進計画」を地域福祉計画の中に位置付けることで一体的な支援体制を構築していきます。

3

基本理念

誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して

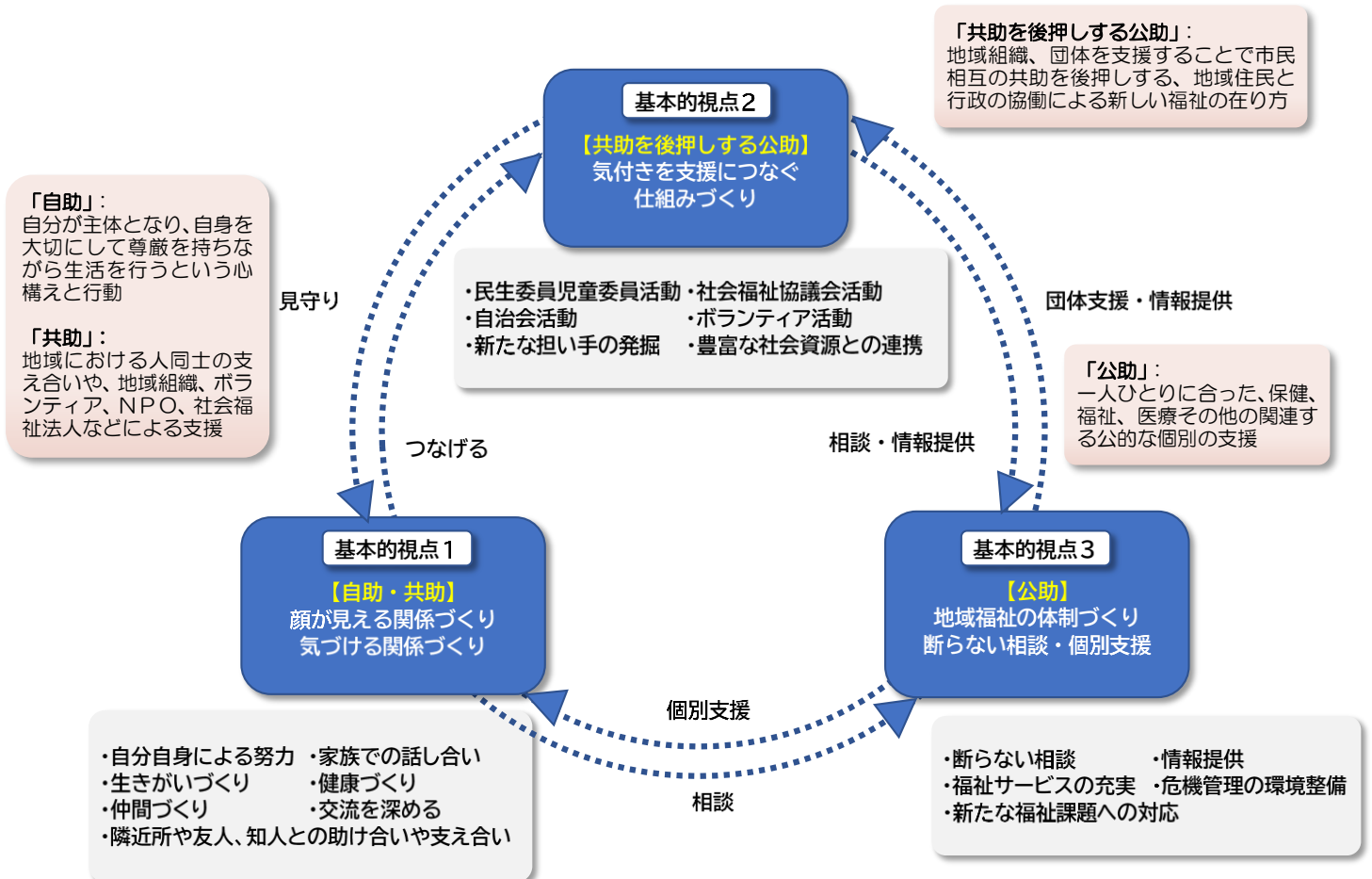
地域福祉を充実させるには、市民が地域の中でお互いに助け合い、支え合っていくことが大切です。そのためには、一人ひとりが、お互いを見守り、変化に気付き、必要な支援が届くように、地域の支援活動や行政の福祉サービスにつなげていく仕組みが必要です。

座間市市政運営指針の政策2に掲げる「支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち」を実現するため、地域福祉計画(第三期)に引き続き「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」を基本理念として、ともに助け合い、支え合う市民の皆さんを積極的に支援し、地域福祉を推進していきます。

4

基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の三つの視点に立って計画を推進します。



『地域福祉』の背景

制度の狭間で困りごとを抱えている方が埋もれないようなつながり合う地域づくりを！



ずっと雨戸がしまっているなあ…



～地域における様々な困りごと～

「福祉」とは…
「幸せ」や「豊かさ」を意味しています！

地域では、いろいろな方が生活されています

育児と介護のダブルケア

ひきこもり

8050問題

周囲が気付いていても対応がわからない

自ら相談に行くことが困難

社会的孤立

頼る人がいない

雨戸が締まりっぱなし

虐待かも…

高いところのものが取れない

電球が変えられない

ごみ出しが大変

話し相手がほしい

誰かに相談してみよう



地域の人たち一人ひとりが「地域福祉の担い手」として、

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送ることができるような環境を「地域福祉」と考えます

気付いたら伝えよう



なんだか様子がおかしいぞ…

民生委員に相談してみようかな。

電球の取り替えならお手伝いできますよ！

段差があります。気をつけてね！

同じ質問を何度もしてくるようになったわね…

地域包括支援センターに伝えようかしら…



6

基本目標と施策の体系

基本目標

地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現のため、基本理念・基本的視点を踏まえて、次の基本目標を掲げ、各施策を実施します。

基本目標1 市民相互が気付き合い、つながることができる仕組みづくり

基本目標2 地域福祉を支える体制づくり

施策の体系

基本目標1：市民相互が気付き合い、つながることができる仕組みづくり

- 施策1-1 地域組織、団体の支援
- 施策1-2 団体間連携の強化
- 施策1-3 見守り・早期発見の仕組み
- 施策1-4 幅広い市民参加と継続的な参加の促進
- 施策1-5 多様性の理解の促進
- 施策1-6 地域の多様な主体同士の連携強化
- 施策1-7 地域の枠組みを認識した取組
- 施策1-8 地域の在り方に関する関係部署の合意形成
- 施策1-9 社会福祉協議会に関する関係部署の合意形成
- 施策1-10 地域の中で地域住民が連携し支え合う仕組みづくり

基本目標2：地域福祉を支える体制づくり

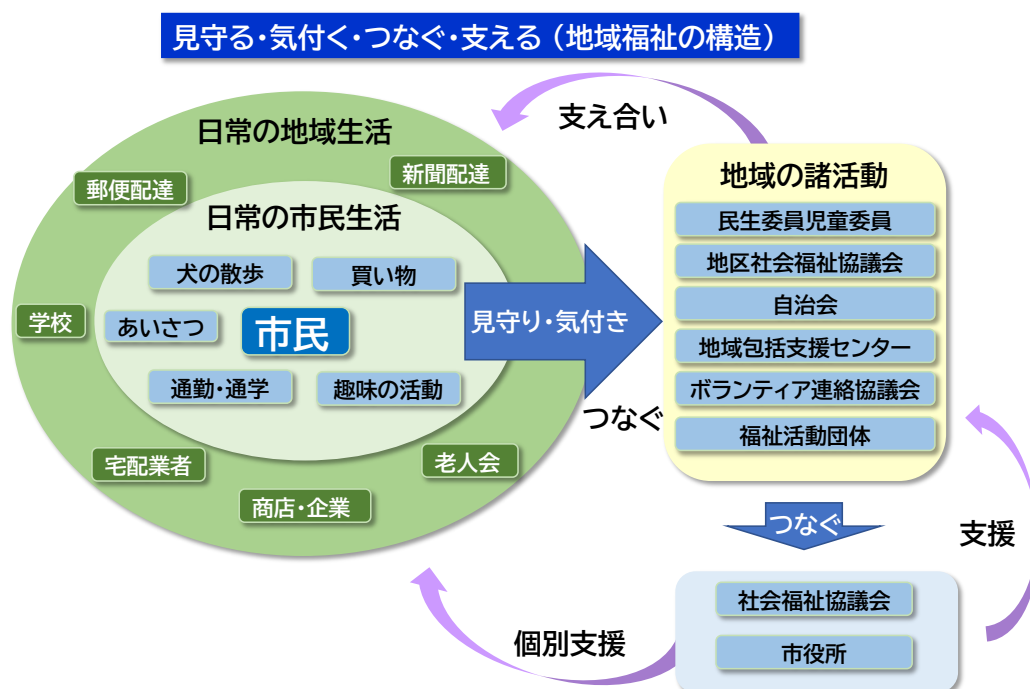
- 施策2-1 対象を限定しない相談窓口の充実
- 施策2-2 情報提供体制の充実
- 施策2-3 防災・減災に向けた助け合いの仕組みづくり
- 施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進
(座間市成年後見制度利用促進基本計画)
- 施策2-5 再犯防止の取組 (座間市再犯防止推進計画)
- 施策2-6 防犯、安全のための連携強化

誰もが安心して暮らせる、
ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して

基本目標 1 市民相互が気付き合い、 つながることができる仕組みづくり

市民アンケート調査では、困りごとや相談が必要ときに頼みたい相手は家族・親族など身近な人が多くなっていますが、困りごとを自身で相談できる人や家族が相談できる人ばかりではありません。自身では相談できない方や、その困りごとをどう相談していいかわからない方、また、困っていることにすら気がつかない方など様々です。

地域に暮らす方が、更につなげる仕組みを構築することで、課題に対して早期に対応することができます。



基本目標 2 地域福祉を支える体制づくり

市民相互の見守り合いや気付き合いを通じて、地域とつながった困りごとや悩みは、行政・関係機関の適切な個別支援につながる必要があります。

支え合う活動を活発にするために地域に必要とされているのは、人材の育成、情報提供、活動拠点の整備等であり、これらは地域福祉の土台づくりとして公的な支援が必要です。また、新たな福祉課題として認知症、精神障がい等により、自分ひとりで判断することが困難な方への権利擁護に関する支援も必要です。さらに、現在、日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。犯罪をして、更生した方が地域の一人として社会復帰しやすい地域環境づくりが必要です。

『地域福祉計画（第四期）』の目指す姿

全国的に少子高齢化が進む中、現代の社会において、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化、多様化しており、貧困、8050問題、育児と介護のダブルケア、社会的孤立、ひきこもり、虐待、頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難、周囲が気付いていても対応がわからないなど、深刻な課題も多くあります。

これらの課題に対して行政では、関係部署を横断的につなぐ、包括的な支援体制の整備に取り組んでいます。

地域の人たちが気付き合い、つながり合い、助け合い、支え合い、見守る側にも見守られる側にもなることができる仕組み、環境こそが地域福祉であり、地域の一人ひとりが「地域福祉の担い手」になることができる社会が目指す姿です。

本計画でいう地域福祉活動は、民生委員児童委員や社会福祉協議会など法の下に位置付けられる団体や市内各地で活動する自治会活動はもちろんのことですが、ボランティア活動や、趣味のサークル活動、スポーツ活動も含み、普段の生活で気付く範囲のことも含みます。策定に当たっては、地域での見守り、気付き、つながり合う環境づくりという当事者意識の醸成に重点を置く計画となっています。

【地域福祉を支える仕組み】

市民や民間事業者が日常の生活、業務の中で、いつもと違う、何か様子が変わった人に気が付いたら、民生委員児童委員や地域で活動する団体等に知らせるなど、地域で行う見守り行動(穏やかな見守り)

↓ 気付く・知らせる

民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア等地域で活動する人々が、安否確認や声掛けが必要な人に対して訪問や声掛け等によって行う見守り行動

↓ つなぐ

認知症、虐待、障がいなど専門的な個別支援が必要な人に、地域包括支援センター、医療機関、市役所等の専門機関の職員が、専門的な知識や技術をもって行う支援等

7

地域について

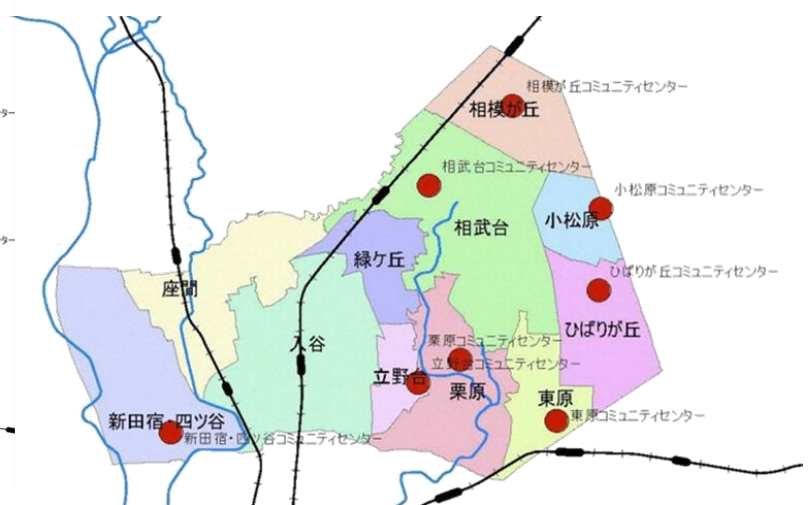
地域福祉で考える「地域」には、隣近所のような小さな集まりや自治会など、機能や役割、対象、規模などに応じた広がりがあります。また、対象となる年齢層や取組分野によっては、自治会連合会区、小学校区、中学校区、日常生活圏域など、基本となる圏域や対象とする区域の設定があります。多様化する地域課題に対応するためには、これらの様々な枠組みを認識することが大切です。

1	近 隣 (隣近所、自治会の班など)	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援が必要な人を把握し見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲
2	自治会	13地区の自治会連合会 ※令和3年1月現在
3	コミュニティセンター	8館 ※令和3年1月現在
4	日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、住み慣れた地域を「日常生活圏域(圏域)」として6圏域設定 圏域ごとに地域包括支援センターを設置
5	市 域	130,803人 ※令和3年1月1日現在

6圏域(日常生活圏域)



コミュニティセンターエリア



地域包括支援センター	電話
相模が丘地域包括支援センター	046(266)5222
ひばりが丘地域包括支援センター	046(255)2555
栗原地域包括支援センター	046(251)1167
相武台地域包括支援センター	046(258)2030
立野台地域包括支援センター	046(266)2005
新田宿地域包括支援センター	046(256)9007

コミュニティセンター	電話
立野台コミュニティセンター	046(255)0815
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	046(257)4871
小松原コミュニティセンター	046(257)9640
東原コミュニティセンター	046(255)9770
相模が丘コミュニティセンター	046(258)3000
相武台コミュニティセンター	046(258)3001
ひばりが丘コミュニティセンター	046(257)7698
栗原コミュニティセンター	046(257)7210

座間市地域福祉計画(第四期)概要版

令和3年(2021年)3月

発行:座間市

編集:座間市福祉部福祉長寿課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 TEL 046-255-1111(代)/FAX 046-255-3550